

第49回 スイス史研究会 報告要旨

「現代スイスの国家と言語 ―連邦憲法言語条項の改正から―

齋藤 清香

日時：2005年3月19日（土） 14時15分～17時30分

場所：日本女子大学「百年館」3階 302会議室

スイス憲法における言語条項は、1990年代に2つのステップを経て現行の規定（2005年3月現在）へと至った。本報告は、この過程と（主に両院での）議論を明らかにし、そこでの重要な論点から、多言語国家スイスの現状と将来に向けた課題を考察した拙論（2005年早稲田大学大学院政治学研究科提出の修士論文）に基づく。

1. 連邦憲法言語条項改正の意思決定過程

1) 連邦憲法第116条（言語条項）の改正（1996年成立）

1985年に動議が提出され、その後両院の審議の中で何度もお蔵入りになりそうになりながら、最終的に1995年に両院が可決した。そして1996年国民投票の圧倒的賛成をもって成立した。

2) 連邦憲法の全面改正（1999年成立、2000年施行）

1874年以来の連邦憲法の全面改正は、1965年の動議に端を発し、憲法116条が部分改正された1996年、連邦参事会は憲法全面改正の政府案を公表した。そこにおける言語条項は、改正されたばかりの言語条項と同じではなかった。この草案に対し、両院は1998年1月から12月にかけて、言語条項を含む憲法の全条項について審議を行った。今回も両院の合意にはなかなか至らず、言語条項に関する決議は12月までもつれ込んだ。1999年にこの新しい憲法は国民投票によって可決され、2000年に施行された。

2. 3つの絡み合う論点

2つの改正において、審議が長期化したのは、以下の3つの論点において、意見の一致が見られなかったからである。

1) 領土原則と言語の自由

これまで不文律であった言語の自由と領土原則を、憲法内でバランスをとりながら規定することが試みられた。紆余曲折を経て明記されることになったものの、実質的にはこれまで同様、裁判所による各判断にゆだねられる。

2) 連邦制度内の権限分割の変容

教育や文化、言語に関することは、原則的にすべて州の権限であった。これを連邦政府がこれまでよりも積極的に言語問題に介入できるよう、州の権限を配慮しながら憲法規定が調整された。

3) グローカリゼーションと国家統合

グローバリゼーションに伴う英語需要の高まりと社会の流動化（移民の増加）、ローカリゼーションに伴う「ロスティ・グラベン」と「方言の波」といった、言語に関連した国家統合問題に対する方策を憲法規定で提示しようとしたが、多くの課題はいまだ残されている。

3. 今後の展望

改正後の現在も、言語条項の履行に必要な法律（言語法）が制定されていないこともあり、

改正過程は完結していない。したがってスイスは現在も言語政策の転換期（模索期）にあるといえる。今後もスイスは、レトロマン語の維持といった古くからの課題だけでなく、早期英語教育や移民の言語といった新たな課題に取り組んでいかなければならない。